

優良育種技術に関する認定基準

23森林林育第219号

平成23年12月1日

最終改正：平成29年3月30日（28森林林育第111号）

（目的）

第1条 山行苗木の生産に不可欠な種子や穂木の生産を行っている採種園・採穂園（以下「採種園等」という。）の管理及び関連技術は、山行苗木の質や量に影響を与えるものであり、地域の林業や森林整備にとって極めて重要なものである。このため、優れた技術や管理を行っている技術者や団体等を優良育種技術を有する者（「優良育種技術認定者」、以下「認定者」という。）に認定することを通じて、採種園等の管理等優良品種の増殖・普及に必要な技術の水準の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 認定者は、採種園等の管理に係る技術者及び団体とする。

（認定基準）

第3条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林林育第37号）第2条第4項に基づく認定者の認定基準は、下記の要件をいずれも満たすこととする。

- （1）採種園等の管理等優良品種の増殖・普及について極めて優秀な技術を有すること
- （2）採種園等の管理等優良品種の増殖・普及について広く指導を行い、管理水準の向上に貢献する能力を有すること
- （3）都道府県により推薦を受けていること

（認定者推薦依頼）

第4条 優良品種・技術評価委員会（以下「委員会」という。）は、認定者候補の審査及び認定を行うため、都道府県に推薦依頼を行う。都道府県は、推薦する者等がある場合、様式1による認定者候補推薦書を委員会事務局に提出するものとする。

（審査・認定）

第5条 委員会は第4条の推薦があったときは、第3条の認定基準に基づき審査し、適合していると認められる場合は認定し、認定証を交付する。審査・認定は年1回行うものとする。

(認定の取り消し)

第6条 以下に該当する場合、委員会は認定者としての認定を取り消す。

- (1) 認定要件を満たさなくなった場合
- (2) 本人から認定解除の申し出があった場合
- (3) その他認定者としてふさわしくない行為があった場合

(認定者の周知)

第7条 委員会事務局は、認定者が決定した後、ホームページ等で広く公表することとする。

(認定の事務)

第8条 本認定に係る事務は国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター管理課及び育種第一課が行う。

附則 (平成23年12月1日 23森林林育第219号)

この基準は平成23年12月1日から適用する。

附則 (平成24年1月18日 23森林林育第253号)

この基準は平成24年1月18日から適用する。

附則 (平成27年3月24日 26森林林育第126号)

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附則 (平成29年3月30日 28森林林育第111号)

この基準は、平成29年4月1日から適用する。

(様式1)

優良育種技術認定者候補推薦書

道府県名	担当者所属	担当者氏名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
認定者候補	氏名又は団体の名称	生年月日	所属機関	連絡先	
個人	(ふりがな)			住所：	
				電話番号：	
団体	(ふりがな)			住所：	
				電話番号：	
認定者候補者(団体)の経歴：					
主な業績：(採種圃等管理支援に対する業績、同分野の採種圃等管理に関する人材育成に対する業績)					
推薦理由：					
参考事項：					